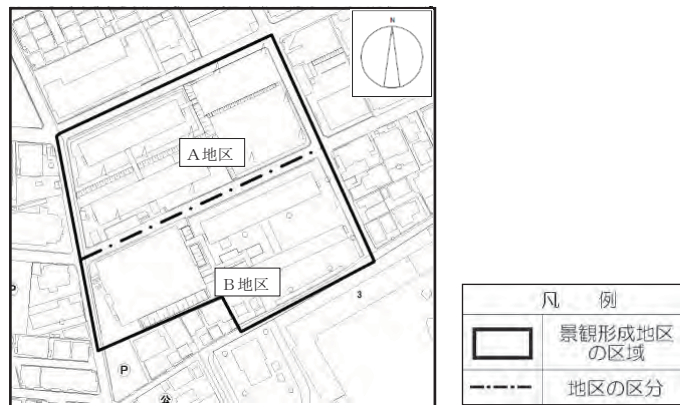


(2) 長野東地区(2)

- ア.位置・・・吹田市長野東地内
- イ.区域・・・下図のとおり



- ウ.面積・・・約 1.2ha
- エ.経過・・・1.令和元年12月10日指定、告示し、同日施行
2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
- オ.基本目標・・・1.丘陵地の千里丘らしい景観をまもり、はぐくみ、次代につなぐ。
- カ.基本方針・・・1.自然緑地をまもり、はぐくみ、丘陵地としてみどり豊かな緑地空間の創出と育成
2.なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、はぐくむ。
3.地域住民の景観に対する意識の向上
4.「千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引き」を活用し、緑をまもり、つくり、そだてるとともに、なだらかな丘陵の景観をまもり、つくり、そだてる。
- キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

(ア)A地区

a.建築物

1.全体計画・配置等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。 (2) 道路に面する部分は開放的な空間とし、快適な空間づくりとなる計画とする。 (3) 交流の図れる潤いある開放的な空間を設ける。 (4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設ける。 (5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。
2.屋根の形態意匠及び素材	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。 (2) 勾配屋根とする場合、周辺景観と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢のないものを使用する。

<p>3.外壁の形態 意匠及び素材</p>	<p>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげ、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</p> <p>(2) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="534 414 1348 667"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>Y R (黄赤) ・ Y (黄)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>4.0 以下</td> </tr> <tr> <td>R (赤)</td> <td>5.0 以上 8.5 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0 以上 7.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 質感、素材感のある素材とする。</p> <p>(4) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p>	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—	Y R (黄赤) ・ Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下	R (赤)	5.0 以上 8.5 以下	2.0 以下	その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下
色 相	明 度	彩 度														
無彩色	5.0 以上 8.5 以下	—														
Y R (黄赤) ・ Y (黄)	5.0 以上 8.5 以下	4.0 以下														
R (赤)	5.0 以上 8.5 以下	2.0 以下														
その他の色相	5.0 以上 7.0 以下	2.0 以下														
<p>4.敷際</p>	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられる植栽配置に努める。</p> <p>(2) アプローチが交流の空間にもなるように、歩道と連続性や一体感ある仕上げにし、休憩施設を設けるなどの工夫をする。</p> <p>(3) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色は黒又は茶系を基本とし緑を活かす。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</p>															
<p>5.駐車場・駐輪場</p>	<p>(1) 植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(2) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</p>															
<p>6.ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備</p>	<p>(1) 主の建築物との一体化やデザインを合わせる。</p> <p>(2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。</p>															

b. 工作物

<p>1.広告塔・広告板</p>	<p>周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。</p>
------------------	------------------------------------

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は壁面広告物（懸垂広告を含む）、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。</p> <p>(2) 壁面広告物は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。</p> <p>(3) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告物は隠蔽型とし、点滅広告物は設置しない。</p> <p>(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>

(イ)B地区
a. 建築物

1.全体計画・配置等	<p>(1) 良好な景観の形成及び周辺景観と調和を図り、全体的にまとまりのある計画とする。</p> <p>(2) 周辺に与える圧迫感、突出感を軽減し、緑化を図る空地を確保するなど、敷地境界線から後退した計画とする。</p> <p>(3) 交流が図れる潤いある開放的な空間を設ける。</p> <p>(4) 敷地内の歩行者通路には連続性のある花や緑を設け、四季を演出する。</p> <p>(5) 敷地内の広場や遊園、プレイロットなどは、開放的な空間となるよう工夫する。</p> <p>(6) 敷地内に設置する照明灯は、配置などを工夫し、景観に配慮したものとする。</p> <p>(7) 敷地内のサインは、集合化やデザインを統一するなど、景観に配慮したものとする。</p>															
2.屋根の形態意匠及び素材	<p>(1) 周辺景観と調和し、連続性に配慮した意匠とする。</p> <p>(2) 勾配屋根とする場合は、周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。</p> <p>(3) 光沢をおさえた素材を使用する。</p>															
3.形態意匠及び素材	<p>(1) 緑地との関わりを考慮し、圧迫感や単調感を和らげるため大壁面は変化をもたせるなど、周辺環境と調和した形態、配置計画とする。</p> <p>(2) バルコニーは、洗濯物・室外機等が外部から見えにくいよう工夫する。</p> <p>(3) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色、配色とし、以下の表の範囲内の色彩とする。ただし、着色していない自然素材は除く。</p> <table border="1" data-bbox="523 1171 1353 1417"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5.0以上8.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>5.0以上8.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)</td> <td>5.0以上8.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>5.0以上7.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 質感、素材感のある素材とする。</p> <p>(5) 外壁の色彩を2色以上使用する場合は、隣接する色の明度差は2以内を基本とする。ただし、アクセントカラーを除く。</p>	色相	明度	彩度	無彩色	5.0以上8.0以下	—	YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上8.0以下	4.0以下	R(赤)	5.0以上8.0以下	2.0以下	その他の色相	5.0以上7.0以下	2.0以下
色相	明度	彩度														
無彩色	5.0以上8.0以下	—														
YR(黄赤)・Y(黄)	5.0以上8.0以下	4.0以下														
R(赤)	5.0以上8.0以下	2.0以下														
その他の色相	5.0以上7.0以下	2.0以下														
4.敷際	<p>(1) 道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられるよう植栽を積極的に配置する。</p> <p>(2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、色を黒又は茶系を基本とし緑を活かす</p> <p>(3) 緑の連続性、量感を考慮し、四季を演出し、地域の個性を豊にするものとする。</p> <p>(4) 道路際の照明灯等の配置などに工夫し、景観に配慮したものとする。</p>															
5.駐車場・駐輪場	<p>(1) 道路や敷地境界よりできるだけ限り後退し、植栽等により直接見えにくいよう配慮する。</p> <p>(2) 機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。</p>															

6.ごみ置場・付帯施設、屋上工作物等・付帯設備	<p>(1) 建物と一体化する。別に設置する場合は、公共空間から見えにくいよう生垣を配置するなどの配慮を行う。</p> <p>(2) 設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱う、目隠しフェンス等で囲うなどの考慮をする。目隠しフェンスを設置する場合、主の建築物のデザインと合わせた色彩とするなど、景観に配慮したものとする。</p>
-------------------------	---

b. 工作物

1. 広告塔・広告板	周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。
------------	-----------------------------

c. 屋外広告物

<p>(1) 広告物は自家用のみとする。</p> <p>(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。</p> <p>(3) 表示面積の合計は 30 m²以下とする。</p> <p>(4) 広告物の取付位置は地盤面より高さ 10m以下とする。</p> <p>(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。</p>
